

裁 判 所	最高裁判所第一小法廷
事 件 番 号	令和2年（行ヒ）第103号
事 件 名	相続税更正処分等取消請求上告事件
判決年月日	令和3年6月24日
判 示 事 項	<p>1 相続税法（平成18年法律第10号による改正前のもの）32条1号の規定による更正の請求において、同法55条に基づく申告等により法定相続分等に従って計算され、一旦確定していた相続税額の算定基礎となった個々の財産の価額に係る評価の誤りを当該請求の理由とし、当該請求に対する処分及び同法35条3項1号の規定による更正において上記の評価の誤りを是正することの可否（消極）</p> <p>2 取消判決の拘束力と行政庁が法令上有する権限との関係</p>
判 決 要 旨	<p>1 相続税法（平成18年法律第10号による改正前のもの）32条1号の規定による更正の請求においては、同法55条に基づく申告等により法定相続分等に従って計算され、一旦確定していた相続税額の算定基礎となった個々の財産の価額に係る評価の誤りを当該請求の理由とすることはできず、課税庁も、国税通則法所定の更正の除斥期間が経過した後は、当該請求に対する処分において上記の評価の誤りを是正することはできず、また、課税庁は、相続税法（平成18年法律第10号による改正前のもの）35条3項1号の規定による更正においても、同様に、上記の評価の誤りを是正することはできず、上記の一旦確定していた相続税額の算定基礎となった価額を用いることになる。</p> <p>2 処分の取消判決の拘束力（行政事件訴訟法33条1項）によっても、処分をした行政庁が法令上の根拠を欠く行動を義務付けられるものではないから、当該行政庁が取消判決の拘束力により負う義務の内容は、当該行政庁がそれを行う法令上の権限があるものに限られる。</p>
事案の概要	<p>Xは、Xの母の死亡により開始した相続について相続税の申告を行うに当たり、共同相続人との間で遺産分割が未了であるとし、相続税法（平成18年法律第10号による改正前のもの。以下同じ。）55条に基づき、相続税の申告（以下「本件申告」という。）をしたところ、処分行政庁から、遺産のうち、A社ほか6社の株式（以下「本件各株式」という。）の一部の価額が過少であるなどとして更正処分を受けたため、上記更正処分（ただし、異議決定においてその一部が取り消されている。）について取消訴訟を提起した結果、裁判所は、上記更正処分（ただ</p>

し、訴訟係属後の減額更正処分により更にその一部が取り消されている。以下、当該取消後の更正処分を「前件更正処分」という。)における本件各株式の一部の価額が過大であるのみならず、本件申告における本件各株式の一部の価額も過大であった旨を判示した上で、前件更正処分のうち本件申告の額を超える部分を取り消す旨の判決を言い渡し、その控訴審においても第1審判決の判示を維持する旨の判決(以下「前件判決」という。)がされて確定した。

本件は、Xが、その後、遺産分割が成立したとして、相続税法32条1号に基づき本件各株式の価額が前件判決で認定された額と同額(ただし、前件判決で明らかな違算があったB社株式は違算を正しく計算した場合の価額)であることを前提として更正の請求(以下「本件更正請求」という。)をしたところ、処分行政庁から、本件更正請求について更正をすべき理由がない旨の通知処分を受けたほか、X以外の共同相続人から別途されていた同号に基づく更正の請求に対する減額更正処分に伴い、同法35条3項1号に基づく相続税の増額更正処分を受けたことから、これらの一部取消しを求めた事案である。